

後期高齢者医療制度からお知らせ

新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を送付します

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。新しい保険証を7月中旬に「簡易書留」でお送りいたしますので保険証の記載内容を確認のうえ、8月1日からご使用ください。

※有効期限が切れた保険証は町民課窓口までお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

令和3年度の後期高齢者医療保険料（率）について

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに見直し、令和3年度の保険料率は昨年と同様となります。

$$\begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{被保険者の所得} \times \\ 7.96\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ 41,700\text{円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料額} \\ \text{(上限64万円)} \end{matrix}$$

均等割額の軽減判定基準が変更になります

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和2年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準（ <u> </u> 部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額（43万円）+ 10万円×（年金・給与所得者の数-1）	12,510円/年
5割	基礎控除額（43万円）+ 28.5万円×（被保険者数）+ 10万円×（年金・給与所得者の数-1）	20,850円/年
2割	基礎控除額（43万円）+ 52万円×（被保険者数）+ 10万円×（年金・給与所得者の数-1）	33,360円/年

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合等には、保険料の減免措置があります。減免の相談や手続きについては、町民課国保年金担当までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合について

7割軽減の対象の方については、これまで特例的に上乘せして軽減を行ってきましたが、令和3年度からは制度本来の7割軽減になります。



町民課 国保年金担当

☎内線123

対象者の所得要件 同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合		
	制度本来の軽減割合	令和2年度	令和3年度以降
43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下（令和2年度は33万以下）	7割 (12,510円)	7.75割 (9,380円)	7割 (12,510円)
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の所得なし）		7割 (12,510円)	

令和4年4月採用の「町職員」を募集します

職種、採用人数

①一般事務 2名程度

②土木技師 若干名

受験資格

- ①②共通
 - ・日本国籍を有する方
 - ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ①のみ
 - ・平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方
- ②のみ
 - ・昭和61年4月2日以降に生まれた方
 - ・高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を専攻して卒業した方（卒業見込み方を含む。）、または1・2級土木施工管理技士の資格を有する方

期間 7月9日（金）～7月30日（金）
（土、日、祝日を除く）

試験日 一次試験 9月19日（日）
二次試験（一次試験合格者を対象）
10月中旬を予定

※受験案内を総務課庶務担当窓口で配布しています。詳しい内容は、町ホームページにも掲載されていますのでそちらもご覧ください。

町総務課 庶務担当

☎内線211



国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院などの理由で医療費が高額になる場合、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）」を医療機関に提示すると、窓口でのお支払いが限度額までになります（所得によって限度額は異なります）。

認定証が必要な方は、印鑑・保険証・認定証（令和3年7月31日期限のもの（以下、令和2年度認定証）をお持ちの方のみ）をご持参のうえ、町民課窓口へご申請ください。

※令和3年度認定証は、令和3年8月1日～令和4年7月31日まで有効です。申請受付は以下のとおりです。

初めて申請する方 8月1日から申請受付
（令和2年度認定証は、7月中申請可）

令和2年度認定証をお持ちの方 7月19日から申請受付

町民課 国保年金担当

☎内線121・122・123

町民課からのお知らせ 一部サービスの利用停止について

住民基本台帳ネットワークシステム機器のメンテナンス作業のため、次のサービスが利用できなくなります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期日 7月8日（木）

利用できないサービス

- 個人番号カードの交付等
- 個人番号カードおよび住民基本台帳カードを利用した転入、転出届
- 個人番号カードの暗証番号の変更等
- 住民票の写しの広域交付
- 電子証明書の発行と更新

町民課 住民担当

☎内線124・125